

○田村市総合計画審議会条例

平成17年7月1日条例第202号

田村市総合計画審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、本市の総合的かつ計画的な行政運営を図るため、田村市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、本市総合計画の策定その他必要な事項について調査審議し、その結果を答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 各種団体の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 市政に关心を持つ市民

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年7月1日から施行する。